平成２８年（フ）第３１１号
埼玉県日高市大字中沢573番地12
債務者　星　　正敏
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３１２号
埼玉県日高市大字中沢573番地12
債務者　星　　実
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１８７号
愛知県岡崎市松橋町１丁目10番地50
債務者　ヒロミ薬局こと　石江　裕之
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６１号
岩手県花巻市上似内第６地割135番地
債務者　阿部　春見
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２７号
福島県喜多方市字押切南２丁目32番地、前住所福島県喜多方市字通船場170番地
債務者　安田　忠雄
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第１６３号
愛知県一宮市朝日１丁目６番４号　朝日荘301号
債務者　渡邉　静香
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４９号
兵庫県加西市北条町栗田228番地の１　グレース六番館203、前住所兵庫県加西市北条町東高室295番地の39
債務者　木下　誠也
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第５号
和歌山県御坊市湯川町財部1059番地２
債務者　中本キミコ
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２８年（フ）第９３７号
名古屋市西区秩父通２丁目36番地　老人保健施設ハートフルライフ西城、住民票上の住所名古屋市北区志賀町５丁目13番地　市営東志賀荘１棟209号
債務者　脇田　英彦
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４３号
東京都羽村市羽東３―12―８、住民票上の住所東京都あきる野市瀬戸岡413番地10
債務者　美山　　創
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１３１５号
横浜市中区本牧原15番13―602号
債務者　須山　真弓
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２２１号
横浜市青葉区すみよし台20番地１　センチュリーハイム第２　206
債務者　喜納　兼進
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１４８号
神奈川県高座郡寒川町一之宮３―37―１、住民票上の住所神奈川県高座郡寒川町岡田５丁目14番30号
債務者　小酒部広美
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２９０号
神奈川県大和市深見西４丁目８番28―602号
債務者　東　　朝美
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３１０号
神奈川県綾瀬市蓼川３丁目７番30号　パークヴィラＴＴＫ303
債務者　割子田雄二こと　ワリコダユウジ
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２３７号
横浜市磯子区岡村３丁目３番９号
債務者　小島　健嗣
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部